北海道消費者教育PRキャラクター使用規程

北海道が定めた消費者教育PRのためのキャラクター「かしこしか」及び「ちえこさん」（以下「キャラクター」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用規程を定める。

（目的）

1. キャラクターの使用にあたっては、消費者教育及び消費者啓発を推進することを目的と

　して使用するものとする。

（キャラクターに関する権利）

第２条　キャラクターに関する一切の権利は、北海道（以下「道」という。）に属する。

（デザインの基準）

第３条　キャラクターのデザインは、別に定める「北海道消費者教育PRキャラクターガイドライン」に基づくものとする。

（使用の手続）

第４条　キャラクターを使用しようとする者は、この使用規程に同意した上で、使用申請書（別記様式１）に関係書類（使用見本及び申請者の事業概要がわかる資料等）を添えて道に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

1. 道内地方自治体が第１条に規定する目的のために使用する場合
2. 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
3. 一般社団法人北海道消費者協会が行う道の補助金事業及び道の委託事業において使用する場合
4. その他、道が申請を要しないと認めた場合

（承認の基準）

第５条　道は、次の各号に該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

1. 消費者教育のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
2. 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
3. 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
4. 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(5) 第３条に規定する、「北海道消費者教育PRキャラクターガイドライン」に反して使用されるおそれがある場合

(6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(7) 第三者の利益を害するおそれがある場合

(8) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(9) 使用申請の内容又は責任の所在が不明確である場合

(10) 前各号に掲げる事項のほか、第１条に規定する目的に反するおそれがある場合

（使用承認）

第６条　道は、第３条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、申請者に当該使用の承認（以下「使用承認」という。）を通知する。この場合において、道は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

２　道は、審査の結果、不適当と認められる場合は、申請者に不承認を通知する。

（使用承認の期間）

第７条　使用承認の期間は、承認日から原則１年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

　　また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

（遵守事項）

第８条　使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、速やかに道に報告するものとする。

（使用料）

第９条　キャラクターの使用料については、無料とする。

（商標登録等）

第１０条　使用者は、キャラクターを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

（使用承認の取消し等）

第１１条　道は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用の差し止めを求めることができる。

1. 使用者がこの規程に違反した場合
2. 承認を受けた使用内容を逸脱して使用した場合

(3) 使用者が使用承認に付した条件に違反した場合

(4) その他キャラクターの使用を継続することが不適当と認められた場合

２　道は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（損失補償等の責任）

第１２条　キャラクターの使用に起因して損害が発生した等の問題（以下「問題」という。）が生じた場合、使用者は速やかに道に報告した上で、自ら対策を講じなければならない。

２　問題の排除及び問題による損害の賠償については、道は一切の責任を負わないものとする。

（事務）

第１３条　この使用規程に定めのない事項及びこの使用規程に関して生じた疑義については、道

　と使用者が協議して定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、平成２７年６月１５日から適用する。